

# スマホ操作で わき見運転

スマホを操作していて脇見運転  
乗用車にはねられ

横断していた小4女兒、意識不明の重体  
事故から1年 今も意識回復せず  
運転の男に執行猶予付き有罪判決

2023/10/25(水) 19:31

去年9月。石川県で当時小学4年生の女子児童が道路を横断していたところ乗用車にはねられ現在も意識不明の状態が続いている。

この事故で車を運転していた会社員の男(34歳・以下被告)の判決公判が25日に行われた。判決によると、被告は去年9月、道路を横断していた当時小学4年生の女兒を車ではね、回復する見込みのない意識障害を伴う大けがをさせた。この日の判決公判で地裁は、「スマートフォンを操作してわき見をしたことにより引き起こされたもので、過失は重大」また、「被害者は今も入院中で、突然将来を奪われた本人や家族の憤りや無念さは計り知れない」と指摘した。

その一方、被告に前科前歴や交通違反歴が無いことや任意保険により賠償金が支払われる見込みであることなどを考慮し、禁錮2年6か月執行猶予4年の判決を言い渡した。

被害者の父は、被害者参加制度を利用してこの裁判に立ち会っていた。

父親は、「娘だけでなく(家族の)人生を狂わせておいてあまりにも軽すぎるので…(被告には)今後反省していただきたい」「(娘には)何も変えてあげられなくて…申し訳ない…謝りたい気持ちでいっぱいです」

事故から1年以上が経っても娘の意識は戻っていないが、判決を受け、現時点では控訴はしない方針だという。